

電子入札における最低制限価格の決定方法及び入札回数の変更について

瀬戸内市総務部契約管財課

現在、電子入札で実施する工事および測量・コンサルタント業務については、すべての案件について、最低制限価格を電子くじにより決定し、有効札が無かった場合は、3回まで再入札を行っていますが、平成31年6月以降に公告または通知する案件から、下記のとおり変更となります。

1. 変更内容

① 最低制限価格決定方法について

開札した結果、落札候補者が存在せず、かつ、電子くじにより計算された最低制限価格未満で応札した者が1者でも存在する場合、最低制限価格は、最低制限価格算出式のX、Yにそれぞれ「9」を代入したもとする。

[最低制限価格算出式] 工事の例

$$\text{最低制限価格（税抜）} = \text{予定価格（税抜）} \times \left(0.9^{\ast} - \left(0.004X + 0.0004Y \right) \right) \text{（千円未満切り捨て）}$$

X 及び Y は電子くじによって決定される 0 から 9 までの数値
※ 最低制限価格基準率

② 予定価格事前公表案件の入札回数について

予定価格事前公表の案件については、入札回数は1回とし、再入札を行わない。

2. 変更時期

平成31年6月から公告・指名する案件から

< イメージ図 >

予定価格 1,000,000 円（税抜き）の工事の例

最低制限価格の計算（計算後 1,000 円未満切り捨て）

$$[\text{予定価格}] \times ([\text{最低制限価格基準率} : 0.9] - (0.004X + 0.0004Y))$$

- ① X=5:Y=7の場合 $1,000,000 \times (0.9 - (0.004 \times \underline{5} + 0.0004 \times \underline{7})) = 877,000$ 円
 入札成立 [C]社 が 879,000 円で落札
- ② X=1:Y=5の場合 $1,000,000 \times (0.9 - (0.004 \times \underline{1} + 0.0004 \times \underline{5})) = 894,000$ 円
 現行：有効札がないため不調 → 再入札
 改正後：最低制限価格 894,000 円より低い額の入札があるため、X,Y に 9 を代入し再計算 → ③
- ③ X=9:Y=9 $1,000,000 \times (0.9 - (0.004 \times \underline{9} + 0.0004 \times \underline{9})) = 860,000$ 円（最低値）
 再計算された最低制限価格 860,000 円以上で最低額の [E]社 が 865,000 円で落札

応札	予定価格 /最低制限価格	①の場合 X=5:Y=7 877,000	②の場合 X=1:Y=5 894,000	③再計算 X=9:Y=9 860,000
[A]社 1,100,000	1,000,000	予定価格超過	予定価格超過	予定価格超過
		有効範囲	有効範囲	有効範囲
	② 894,000	入札成立 [C]社が落札	有効札がない ため再入札 ↓ 再計算し③へ	入札成立 [E]社が落札
[B]社 880,000		有効	失格	有効
[C]社 879,000		有効[落札]	失格	有効
	① 877,000			
[D]社 870,000		失格	失格	有効
[E]社 865,000		失格	失格	有効[落札]
	③ 860,000			
[F]社 855,000		失格	失格	失格

予定価格事前公表の場合

③の有効範囲が分かり、範囲内の額で応札することが可能なため、再入札は行わない。